

「生鮮も流通BMSで効率化！」

【税制度への対応編】

流通BMS協議会 事務局 梶田 瞳

◆ 消費税軽減税率制度のスケジュール

消費税軽減税率制度への対応について、軽減税率の対象品目かどうかやイトインかテイクアウトか等の話が話題ですが、今回の話はよりシステム担当者や経理担当者が直面する企業間同士の請求や支払明細等のやり取りの部分を詳しく説明したいと思います。

まず、軽減税率制度のスケジュールは二段階になっています。来年2019年10月から区分記載請求書等保存方式（以下、「区分方式」といいます。）が始まり、その4年後の2023年10月から本番の適格請求書等保存方式（以下、「インボイス制度」といいます。）が始まります。この2つ方式の違いを明確に分かっている人は現時点で多くないと思います。

◆ 区分方式対応のポイント

区分方式で仕入れ税額控除を受けるうえで必要な書類への記載事項は、現行に加えて「軽減税率対象品目である旨記載等」と「税率ごとに合計した対価の額（税込）※税抜きの場合には消費税額を併記する。」の記載が必要になります。

ポイントは、「①商品の税率が8%か10%かを分かるようにしておく」と、「②税率毎に取引の合計額を記載する」必要があるという2点です。

今一度、皆様が行われている取引を整理して頂きたいと思います。例えば、月々に行われる請求には、伝票番号だけがやりとりされて商品名が書かれていない請求が多々あります。この場合、どのように8%の商品と10%の商品を区別するのでしょうか。伝票番号だけが書かれた請求では何の商品か分からず、「軽減税率対象品目である旨記載等」を満たすことができません。かといって、国税庁のQAの請求書イメージの通りに、月々の請求にすべての商品名を記載したら、多くの取引を行う企業では山のような大量の書類をすべての取引先に対して毎月送らなければいけないことになってしまいます。

さらに、現行の皆様の請求や支払の情報は税率毎に合計額を分けるような欄を設けていないと思います。EDIでも項目がなければ追加が必要となり、安定的に稼働している今の仕組みに変更を加えることは各社のシステムに大きく影響を及ぼすこととなります。

これらの課題を解決に導く考え方が「複数の書類で記載事項を満たす」という考えです。「記載事項は1枚の書類で書かなければいけない」とはどこにも書かれていません。つまり、商品の情報を記載する日々の伝票を軽減税率対象の商品とそうでない商品に分けて、軽減税率対象の商品を記載した伝票には軽減税率対象である旨を記載します。さらに請求・支払

では、それらの伝票番号を記載するとともに、税率毎の合計額を記載します。このように、それぞれの書類が紐付いていれば、複数の書類に記載事項が分かれて書かれていても記載事項は満たされるということです。

■ 流通BMSにおける区分方式対応のポイント

- 仕入税額控除に必要な記載事項
以下、下線太字部分が区分方式で必要となる記載事項。
下記記載事項は複数の書類およびデータで表すこともできる。
 - * 発行者の氏名又は名称
 - * 受領者の氏名又は名称
 - * 取引年月日
 - * 取引内容
 - * 軽減税率対象品目である旨記載等
 - * 税率ごとに合計した対価の額(税込)
※税抜の場合は消費税額を併記する

① 商品の税率がわかるようにする必要がある

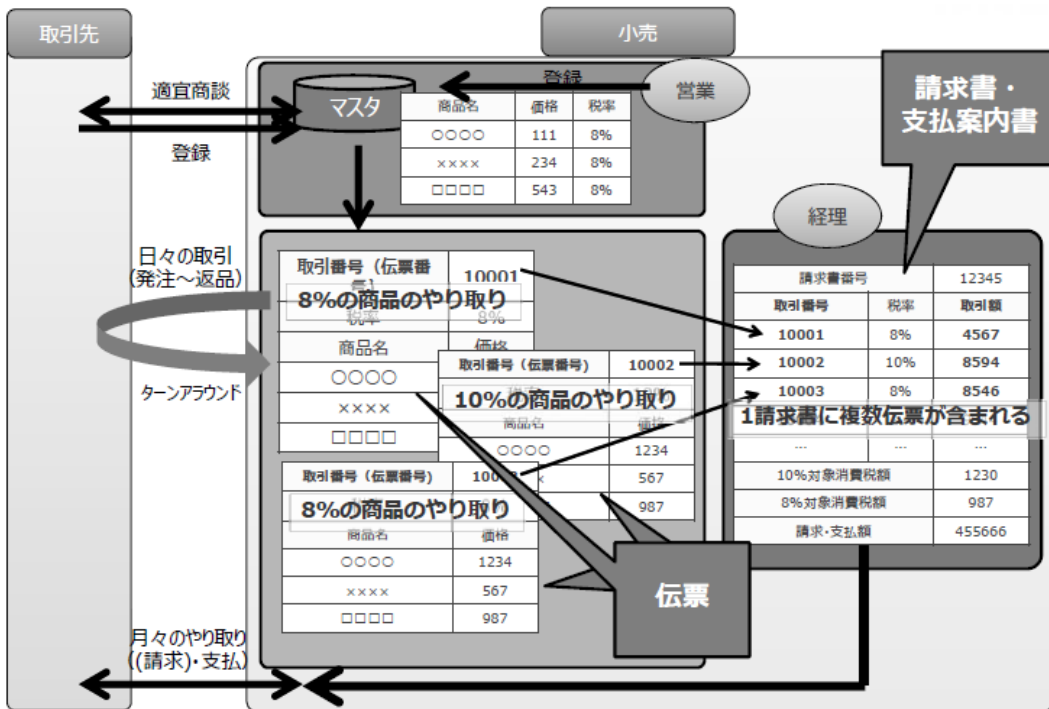
※現行運用では・・・
一般的に月々の請求・支払に記載されるのは取引番号で商品情報はない

② 税率ごとに合計した対価の額を記載する必要がある

※現行運用では・・・
現時点で合計額を税率ごとに別々に記載する枠はない

なお、記載事項は請求書や請求メッセージのみで満たす必要はなく、複数の書類やデータで満たすことができる

出典：流通 BMS 協議会作成資料



<参考>取引における「商品情報」「伝票」「請求・支払案内書」(出典：流通 BMS 協議会作成資料)

◆ インボイス制度対応のポイント

2023年の10月から始まるインボイス制度ではさらに記載事項が増えます。まず、売り手の登録番号が新たに必要となります。ここで注意が必要なのは、請求レスの場合です。売り手の承認があれば買い手から売り手に発行する支払で記載事項を満たしても良いとされていますが、買い手の方で売り手の登録番号を事前に把握しておき、支払の情報に記載しなければいけません。

さらに難しいと思うのは返還インボイスへの対応です。実は、私は初め、この返還インボイスを正しく理解できていませんでした。返還インボイスは商品の「返品」「値引き」「割戻し」等があった場合に、返還インボイスを売り手から買い手にインボイスの記載事項に加えて元取引の年月日を記載して出さなければいけないというものです。大きく2つ超えるべき壁があります。1つは買い手から売り手に出さないといけないということ、もう1つは記載事項に元取引の年月日が必要ということです。

通常、返品があった際は買い手が返品伝票等を記載して売り手に出す流れだと思いますが、法律上はまったく真逆で売り手がださなければいけないことになっています。初め私は、業界の流れが頭にあったため、返還インボイスは買い手から売り手に出すものと思い財務省と話をしていたところ「逆です」と言われました。これが分かった瞬間は愕然としたことを今でも覚えています。これを実現するには取引の流れ自体を見直さないといけなくなります。途方に暮れていた頃に、現状の実業務に即した形で、売り手が認めれば買い手が出しても同じこととされ、運用として認められることになりました。

1つは解決されましたが、もう1つの「元取引の年月日を記載しないといけない」という点は多くの企業の高いハードルになると感じています。現状、“いつ”仕入れたものを把握しておき、返品する際に記載する仕組みをもっているところはないと思います。しかも、法律には年月日とあり日付を記載するとされています。日付まで書くのは現実的には相当に難しいので、ある一定期間、例えば年月までの記載で良いということで財務省は譲歩してくれました。それでも元取引の年月までは書かなければならないので、これに対応するのは相当に大変かと思います。さらにインボイス制度では、端数処理は1請求につき1回と決められています。商品明細1行毎に端数処理をして、1つの商品毎に税額を計算して積み上げるパターンは認められないということです。この点について、皆さんが現在どのような単位で計算をしているのか確認しておく必要があります。

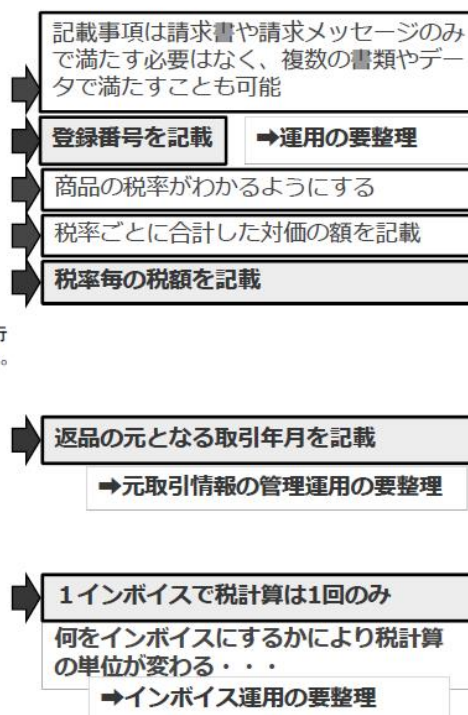
■ 流通BMSにおけるインボイス方式対応のポイント

- 仕入税額控除に必要な記載事項
以下、下線太字部分がインボイス方式の際に必要な記載事項。
下記記載事項は複数の書類およびデータで表すこともできる。
 - ✦ 発行者の氏名又は名称及び登録番号
 - ✦ 受領者の氏名又は名称
 - ✦ 取引年月日
 - ✦ 取引内容
 - ✦ 軽減税率対象品目である旨記載等
 - ✦ 税率ごとに合計した対価の額
 - ✦ 税率ごとの消費税額及び適用税率

- 返品・値引き・割戻しに対する適格返還請求書(返還インボイス)の発行
卸・メーカーから小売に発行する義務がある(運用にて逆方向対応可)。
消費税法57条の4第3項に示されている記載事項は以下の通り。
 - ✦ 発行者の氏名又は名称及び登録番号
 - ✦ 返還等を行う年月日及び返還等に係る元取引年月日
 - ✦ 返還等に係る取引内容
 - ✦ 返還等に係る税率毎に合計した対価の額
 - ✦ 返還等の金額に係る消費税額等又は適用税率

- 税計算方式
 - ✦ 端数処理は一請求につき、税率区分ごとにそれぞれ一回

- 交付
 - ✦ 交付義務あり&罰則あり



出典：流通 BMS 協議会作成資料

このように、企業としてはシステムへの投資を1回で済ませるために、来年10月に一機にインボイス対応までしてしまいたいという声もあると思いますが、インボイス制度はまだまだ整理が必要なところが多々あります。

◆ インボイス制度における納品書と請求書

前述の「記載した複数の書類で記載事項を満たす方法」については、財務省の説明資料に例示がされています。インボイス制度の記載事項を満たす方法には色々なパターンがあります。「納品書だけで記載事項をすべて満たす」パターンや「請求書だけで記載事項をすべて満たす」パターンもあれば、「納品書に税率や税額を記載して、登録番号は請求書に記載する」パターンや「納品書に軽減税率対象である旨を記載し、税率毎の税額や登録番号は請求書に記載する」パターンなど様々な方法で記載事項を満たすことができます。税額がどこに書かれるか、端数処理がどの単位で行われているかに注意が必要です。

ケース1 各納品書をインボイスとする場合

インボイスに記載された消費税額は、納品書A:5円+納品書B:5円=10円

インボイス	○株式会社 御中 納品書 HO. 7. 5 No.A																							
保存義務	<table border="1"> <tr><th>品名</th><th>税抜金額</th><th>税率</th><th>消費税額</th><th>税込金額</th></tr> <tr><td>かんづめa1</td><td>35</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>かんづめa2</td><td>35</td><td>8%</td><td>5</td><td>75</td></tr> <tr><td>合計</td><td>70</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>				品名	税抜金額	税率	消費税額	税込金額	かんづめa1	35				かんづめa2	35	8%	5	75	合計	70			
品名	税抜金額	税率	消費税額	税込金額																				
かんづめa1	35																							
かんづめa2	35	8%	5	75																				
合計	70																							
買手:○ 売手:○	※は軽減税率対象品目 登録番号:T1234... ■株式会社																							

インボイス	○株式会社 御中 納品書 HO. 7. 20 No.B																							
保存義務	<table border="1"> <tr><th>品名</th><th>税抜金額</th><th>税率</th><th>消費税額</th><th>税込金額</th></tr> <tr><td>かんづめb1</td><td>35</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>かんづめb2</td><td>35</td><td>8%</td><td>5</td><td>75</td></tr> <tr><td>合計</td><td>70</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>				品名	税抜金額	税率	消費税額	税込金額	かんづめb1	35				かんづめb2	35	8%	5	75	合計	70			
品名	税抜金額	税率	消費税額	税込金額																				
かんづめb1	35																							
かんづめb2	35	8%	5	75																				
合計	70																							
買手:○ 売手:○	※は軽減税率対象品目 登録番号:T1234... ■株式会社																							

インボイス	○株式会社 御中 請求書 HO. 7. 31						
保存義務	<p>今月分の請求になります。 ご確認の上、当社指定口座に8/20までにお振り込みください。</p> <table border="1"> <tr><td>請求金額</td><td>150</td><td>(税込金額)</td></tr> </table>				請求金額	150	(税込金額)
請求金額	150	(税込金額)					
買手:× 売手:×	■株式会社						

ケース2 月次請求書をインボイスとするケース

インボイスに記載された消費税額は、請求書:11円

インボイス	○株式会社 御中 納品書 HO. 7. 5 No.A											
保存義務	<table border="1"> <tr><th>品名</th><th>税抜金額</th></tr> <tr><td>かんづめa1</td><td>35</td></tr> <tr><td>かんづめa2</td><td>35</td></tr> <tr><td>合計</td><td>70</td></tr> </table>				品名	税抜金額	かんづめa1	35	かんづめa2	35	合計	70
品名	税抜金額											
かんづめa1	35											
かんづめa2	35											
合計	70											
買手:× 売手:×	■株式会社											

インボイス	○株式会社 御中 納品書 HO. 7. 20 No.B											
保存義務	<table border="1"> <tr><th>品名</th><th>税抜金額</th></tr> <tr><td>かんづめb1</td><td>35</td></tr> <tr><td>かんづめb2</td><td>35</td></tr> <tr><td>合計</td><td>70</td></tr> </table>				品名	税抜金額	かんづめb1	35	かんづめb2	35	合計	70
品名	税抜金額											
かんづめb1	35											
かんづめb2	35											
合計	70											
買手:× 売手:×	■株式会社											

インボイス	○株式会社 御中 請求書 HO. 7. 31											
保存義務	<p>今月分の請求になります。 ご確認の上、当社指定口座に8/20までにお振り込みください。</p> <table border="1"> <tr><td>請求金額</td><td>151</td><td>(税込金額)</td></tr> </table>				請求金額	151	(税込金額)					
請求金額	151	(税込金額)										
買手:○ 売手:○	<table border="1"> <tr><th>税抜合計金額(8%対象)</th><th>税率</th><th>消費税額</th><th>請求金額</th></tr> <tr><td>140</td><td>8%</td><td>11</td><td>151</td></tr> </table> 登録番号:T1234... ■株式会社				税抜合計金額(8%対象)	税率	消費税額	請求金額	140	8%	11	151
税抜合計金額(8%対象)	税率	消費税額	請求金額									
140	8%	11	151									

(注)各書類中、太文字(ゴシック体)がインボイス「記載事項」を示す。

ケース3 相互の書類を一体としてインボイスとする場合

①納品書毎に端数処理する

インボイスに記載された消費税額は、納品書A:5円+納品書B:5円=10円

インボイス	○株式会社 御中 納品書 HO. 7. 5 No.A																							
保存義務	<table border="1"> <tr><th>品名</th><th>税抜金額</th><th>税率</th><th>消費税額</th><th>税込金額</th></tr> <tr><td>かんづめa1</td><td>35</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>かんづめa2</td><td>35</td><td>8%</td><td>5</td><td>75</td></tr> <tr><td>合計</td><td>70</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>				品名	税抜金額	税率	消費税額	税込金額	かんづめa1	35				かんづめa2	35	8%	5	75	合計	70			
品名	税抜金額	税率	消費税額	税込金額																				
かんづめa1	35																							
かんづめa2	35	8%	5	75																				
合計	70																							
買手:○ 売手:○	※は軽減税率対象品目 ■株式会社																							

インボイス	○株式会社 御中 納品書 HO. 7. 20 No.B																							
保存義務	<table border="1"> <tr><th>品名</th><th>税抜金額</th><th>税率</th><th>消費税額</th><th>税込金額</th></tr> <tr><td>かんづめb1</td><td>35</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>かんづめb2</td><td>35</td><td>8%</td><td>5</td><td>75</td></tr> <tr><td>合計</td><td>70</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>				品名	税抜金額	税率	消費税額	税込金額	かんづめb1	35				かんづめb2	35	8%	5	75	合計	70			
品名	税抜金額	税率	消費税額	税込金額																				
かんづめb1	35																							
かんづめb2	35	8%	5	75																				
合計	70																							
買手:○ 売手:○	※は軽減税率対象品目 ■株式会社																							

インボイス	○株式会社 御中 請求書 HO. 7. 31						
保存義務	<p>今月分の請求になります。 ご確認の上、当社指定口座に8/20までにお振り込みください。</p> <table border="1"> <tr><td>請求金額</td><td>150</td><td>(税込金額)</td></tr> </table>				請求金額	150	(税込金額)
請求金額	150	(税込金額)					
買手:○ 売手:○	(内訳) 納品書No.A、納品書No.B 登録番号:T1234... ■株式会社						

※ 納品書と請求書に別々に記載された「記載事項」を合わせて「インボイス」とする
(注)各書類中、太文字(ゴシック体)がインボイス「記載事項」を示す。

②月次請求書でまとめて端数処理する

インボイスに記載された消費税額は、請求書:11円

インボイス	○株式会社 御中 納品書 HO. 7. 5 No.A											
保存義務	<table border="1"> <tr><th>品名</th><th>税抜金額</th></tr> <tr><td>かんづめa1</td><td>35</td></tr> <tr><td>かんづめa2</td><td>35</td></tr> <tr><td>合計</td><td>70</td></tr> </table>				品名	税抜金額	かんづめa1	35	かんづめa2	35	合計	70
品名	税抜金額											
かんづめa1	35											
かんづめa2	35											
合計	70											
買手:○ 売手:○	※は軽減税率対象品目 ■株式会社											

インボイス	○株式会社 御中 納品書 HO. 7. 20 No.B											
保存義務	<table border="1"> <tr><th>品名</th><th>税抜金額</th></tr> <tr><td>かんづめb1</td><td>35</td></tr> <tr><td>かんづめb2</td><td>35</td></tr> <tr><td>合計</td><td>70</td></tr> </table>				品名	税抜金額	かんづめb1	35	かんづめb2	35	合計	70
品名	税抜金額											
かんづめb1	35											
かんづめb2	35											
合計	70											
買手:○ 売手:○	※は軽減税率対象品目 ■株式会社											

インボイス	○株式会社 御中 請求書 HO. 7. 31											
保存義務	<p>今月分の請求になります。 ご確認の上、当社指定口座に8/20までにお振り込みください。</p> <table border="1"> <tr><td>請求金額</td><td>151</td><td>(税込金額)</td></tr> </table>				請求金額	151	(税込金額)					
請求金額	151	(税込金額)										
買手:○ 売手:○	<table border="1"> <tr><th>税抜合計金額(8%対象)</th><th>税率</th><th>消費税額</th><th>請求金額</th></tr> <tr><td>140</td><td>8%</td><td>11</td><td>151</td></tr> </table> (内訳) 納品書No.A、納品書No.B 登録番号:T1234... ■株式会社				税抜合計金額(8%対象)	税率	消費税額	請求金額	140	8%	11	151
税抜合計金額(8%対象)	税率	消費税額	請求金額									
140	8%	11	151									

インボイス制度における納品書と請求書 (出典:財務省説明資料)

◆ 流通BMSにおける消費税軽減税率制度対応

このように複数の書類でも記載事項の要件を満たすことができますが、逆に色々なパターンが出てきてしまうと、紙の伝票でも、EDIのメッセージでも、対応は相当に難しくなります。

そこで重要になってくるのが、業界が進める EDI 標準である流通 BMS です。業界としてある程度の方針を定め、流通 BMS に反映することで、煩雑になる軽減税率の対応を抑制することができるからです。

しかしながら、検討当初から税に関する様々な可能性を考慮していた流通 BMS できさえも、登録番号の追加や返還インボイスなど、想定外の対応が求められています。一方、軽減税率制度の導入は来年 10 月に迫っており、それまでにインボイス制度のすべての要件を整理し、スキーマを開発、展開、企業での導入を完了させることは困難です。そこで流通 BMS では、まずは区分方式への対応を優先させつつ、できる限りインボイス制度も見据えて無駄にならないように対応することとしました。

前提として、現行の流通BMSをなるべく変えないで区分方式に対応する。(区分方式まで時間がない) ただし、できる限りインボイス対応も見据える。

以下それぞれの対応方法を示す

①商品の税率がわかるようにする必要がある

商品情報が含まれる発注・出荷・受領メッセージの、取引番号単位に用意されている「税率」の項目で、商品の税率を表す

POINT 税率毎に取引番号(伝票番号)を分ける

②税率ごとに合計した対価の額を記載する必要がある

インボイス対応も見据え、また、現行、税額計算を実施するタイミングが請求・支払であることを踏まえ、将来インボイスを請求・支払とすることを前提としたうえで、支払メッセージの「支払内容(個別)」の項目で、「税率毎の対価の額」ならびに「税額」を表す

POINT 支払メッセージに税率毎の対価の額と消費税額を表す

※ 現行、支払メッセージを利用していない場合は、新たに上記に取り組むほか、新設する請求鏡メッセージ(インボイスを見据え登録番号なども利用できるよう検討)、または相対で調整し、税率毎の「対価の額」および「税額」を表すこととする

流通 BMS による区分方式の対応 (出典: 流通 BMS 協議会作成資料)

税率毎に取引番号(伝票の伝票番号にあたるもの)を分けることで商品の税率が分かるようにし、支払メッセージで税率毎の対価の額と消費税額を示すこととしました。また請求レスではなく請求メッセージを利用している場合は、新たに作成する「請求鑑メッセージ」を利用して税率毎の対価の額と消費税額を示せるようにし、既に動いている請求メッセージには手を加えなくても軽減税率制度に対応できるようにしました。

◇

軽減税率制度は、実務に照らし合わせると難しい対応を迫れる場合もあります。EDI へのインパクトも相当に大きいですが、皆様が整理しなければいけないことはその外にもあると思っています。例えば「値引きや割戻しが軽減税率対象の取引に関する値引きになるのか」、単に「役務の提供による仕入での差し引きなのか」でそれぞれ適用する税率が異なるため整理が必要なことなどです。インボイス制度に向けては、さらに整理が必要です。

EDI においては、流通 BMS が業界で実務に照らし合わせて策定した標準であるからこそ、早くから議論できる場を設けることができ、対応策が出せたのだと思っています。

軽減税率の対応は大変ですが、消費者にとっては嬉しいことだと思います。前向きに考えて、やるなら標準の流通 BMS で極力負荷のかからない形で軽減税率に対応し、かつ、皆様方の業務の効率化につながっていけば幸いと考えています。